



伝統的工芸品フェア

第20回

文房四宝まつり

題字：柴山 抱海

古来より書齋において大切にされた、文房四宝「紙・墨・硯・筆」の産地（鳥取県鳥取市・三重県鈴鹿市・宮城県石巻市・広島県熊野町）が一堂に会し、伝統的工芸品を広く紹介します。

平成30年
10月27(土) ▶ 28(日)

10:00~17:00

会場

鳥取市文化センター

〒680-0841 鳥取市吉方温泉三丁目701
TEL 0857-27-5181



因州和紙 (鳥取県鳥取市)

雄勝硯 (宮城県石巻市)

鈴鹿墨 (三重県鈴鹿市)

熊野筆 (広島県熊野町)

10/27(土)

オープニングセレモニー 10:00~

講演会 11:00~12:30

舞書パフォーマンス 14:00~

KEIKO*萬桂氏による
舞書パフォーマンス
タイトル「群玄(ぐんげん)」

10/28(日)

書道パフォーマンス 10:30~12:00

出演校/鳥取東高・八頭高書道部

ワークショップ 申込不要・参加費無料

「ミニ掛け軸を作ろう!」 10:00~15:00

(材料がなくなり次第終了します)
鳥取県立博物館所蔵の鳥取藩絵師「土方稲嶺」の
作品画像に、和紙を貼り付けてミニ掛け軸を作ります。

対象: 幼児から一般
(小学校3年生以下は保護者同伴)

27(土)・28(日) 10:00~17:00

伝統の技の実演
・因州和紙制作実演
・雄勝硯制作実演
・鈴鹿墨型入れ実演
・熊野筆制作実演

展示販売

和紙、硯、墨、筆など

制作体験

因州和紙 …紙すき体験
鈴鹿墨 …にぎり墨体験

鳥取市議会議員選挙の投票日は

11月18日(日)です

問い合わせ先

市選挙管理委員会 ☎0857-20-33000
☎0857-20-3051

投票時間は午前7時から午後8時までです。
※一部の投票所は午後7時に閉鎖します。
11月12日(月)~11月17日(土)まで期日前投票ができます。

投票できる人は

平成12年11月19日以前に生まれ、平成30年11月10日現在で3カ月以上鳥取市に住んでいる人。(平成30年8月10日以前に鳥取市へ転入し、引き続き居住している人)

【市外に転出した人】

11月17日までに本市から他の市町村に転出した人は投票できません。また、転出前に行った不在者投票は無効になります。ただし、期日前投票を行った後に転出した人の投票は有効です。

【市内で転居した人】

本市の選挙人名簿に登録されており、10月29日までに本市内での

転居の届出を行った場合、新住所地の投票所での投票になります。10月30日以降に届出を行った場合、旧住所地の投票所での投票になります。

投票日に投票できない人は期日前投票を

仕事・旅行・歩行困難などの理由で投票日に投票所に行けない人は、期日前投票ができます。法令の規定により、期日前投票を行う場合は期日前投票宣誓書の記入が必要で、入場券の裏面にも宣誓書記入欄がありますので、記入して期日前投票所に行かれると受付がスムーズになります。入場券は11月上旬に発送します。

病院、老人ホームなどの不在者投票

不在者投票施設の指定を受けている病院、老人ホームなどの施設

に入院、入所している人は、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくはそれぞれの施設にお問い合わせください。

滞在先の他市町村での不在者投票

出張や旅行などで市外に滞在(転出者を除く)して投票所に行けない場合は、滞在地の選挙管理委員会です(期日前投票と同じ期間)。お早めに市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求してください。請求書は市選挙管理委員会にご連絡いただくか、本市公式ホームページからダウンロードできます。

郵便による自宅からの不在者投票

次のいずれかの要件に該当する人は、郵便による不在者投票をすることができます。希望される人は、市選挙管理委員会に申請し郵便等投票証明書の交付を受けた後、11月14日(水)までに市選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください。

①身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちで次の障がい名・等級に該当する人

障がい名	等級
両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
心臓・腎臓・呼吸器	1級・3級
ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
免疫・肝臓	1級・3級
両下肢・体幹	特別項症、第2項症
心臓・腎臓・呼吸器	特別項症、第3項症
ぼうこう・直腸・小腸	特別項症、第3項症
戦傷病者手帳	特別項症、第3項症

②介護保険の被保険者証をお持ちで要介護状態区分が「要介護5」の人
郵便等投票証明書の交付手続は随時行っていますので、お早めの手続を行ってください。

〈郵便投票の代理記載〉

郵便投票の要件を満たし、次のいずれかに該当する人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た人に投票用紙へ代理記載してもらうことができます。

- ◆身体障害者手帳…上肢または視覚の障がい1級
- ◆戦傷病者手帳…上肢または視覚の障がい特別項症から第2項まで

※投票所入場券、選挙公報などについての詳細は11月号でお知らせします。